○「肥後っ子サポートセンター」の設置及び運営要綱の制定について (通達)

> 平成11年3月25日 熊少甲第821号

最近の少年非行情勢は、刑法犯少年(触法少年を含む。)が増加する中、犯罪の凶悪化や 覚せい剤・シンナー等の薬物汚染の拡大が進むなど、質・量ともに極めて深刻な状況にあ る。

また、犯罪等の被害少年は、年々増加しており、特に凶悪犯、性犯罪、いじめ等による被害を受けた少年に対する精神的な打撃を緩和するための継続的な支援活動が強く望まれている現状にある。

そこで、本県においては、重大な非行の前兆となり得る不良行為等の問題少年の継続補導活動及び被害少年の保護、支援活動を積極的に推進するため、別添のとおり「肥後っ子サポートセンター設置及び運営要綱」を制定し、平成11年4月1日から実施することとしたので、その運用に当たっては遺憾のないようにされたい。

別添

肥後っ子サポートセンター設置及び運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、肥後っ子サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2 設置

生活安全部少年課にサポートセンター本部を、八代警察署にサポートセンター城南分室を置く。

第3 体制

サポートセンターは、センター長、補導・支援班長及び補導・支援班員をもって構成する。

第4 任務

- 1 非行少年の支援活動
- 2 不良行為少年の認知及び継続補導
- 3 被害少年の保護、支援活動
- 4 肥後っ子テレホンなど少年相談業務
- 5 関係機関・団体との連携
- 6 少年非行防止の広報

第5 警察署との連携

- 1 サポートセンターは、各警察署との連携を図るものとする。
- 2 サポートセンターの活動において、次に掲げるいずれかに該当するときは、必要な 措置を講じた上、当該事案の発生地を管轄する警察署長に連絡し、関係書類等を引 継ぐものとする。
 - (1) 犯罪、触法及びぐ犯少年を発見し、又はこれら少年に関する情報を得た場合
 - (2) 福祉犯の被害者を発見し、又は福祉犯に関する情報を得た場合
 - (3) 少年を取り巻く有害環境を発見し、又は有害環境に関する情報を得た場合
 - (4) その他、警察署で措置することが適当と認められる場合

第6 警察署長の措置

警察署長は、あらゆる機会を通じて、サポートセンター及びその活動を周知するように努めるとともに、補導、支援活動等を必要とする不良行為少年及び被害少年等を認知した場合には、サポートセンターに連絡するとともに、サポートセンターと連携した補導、支援活動等をしなければならない。

第7 少年課長の責務

生活安全部少年課長は、サポートセンターの適正な運用を推進するため、関係機関・ 団体との連携並びにサポートセンター構成員の補導、支援活動に必要な知識及び技能 の向上を図るように努めなければならない。

第8 サポートセンター活動を行うに際しての留意事項

- 1 補導、支援活動等により、少年の心情を害することのないよう、少年や関係者の人権について十分に留意すること。
- 2 補導、支援活動等において知り得た少年等の秘密を厳守し、少年や関係者が自己の 秘密が漏れることに不安を抱くことのないよう留意すること。
- 3 被害少年に対する支援活動に際しては、保護者に対しその旨を通知するとともに、 当該保護者から支援活動を依頼する旨の「サポート活動依頼書」(別記様式1)を 受理すること。
- 4 補導、支援活動等に当たっては、カウンセリングアドバイザーや被害少年等保護支援連絡委員会等の専門家の意見を参考に実施すること。

第9 活動の記録等

センター長、補導・支援班長及び班員は、活動状況を、その都度、サポート活動経過表(別記様式2)に記載し、生活安全部少年課長に報告しなければならない。

※ 別記様式(略)